

バイオロジクスフォーラム会則

第1章 総 則

第1条 (名称)

本フォーラムは、バイオロジクスフォーラム (The Biologics Forum) と称する。

第2条 (事務局)

本フォーラムは、事務局を東京都世田谷区上用賀1丁目18番1号
国立医薬品食品衛生研究所におく。

第2章 目的および事業

第3条 (目的)

本フォーラムは、バイオロジクスの研究開発、製造に係る諸問題、そしてこれらの製品の品質・有効性・安全性
評価法等に関する研究発表ならびに情報の交換を行い、バイオロジクスの医療への適正な応用をはかることを
目的とする。

第4条 (事業)

本フォーラムは、前条の目的を達成するために、つぎのような事業を行う。

- 1 学術集会を開く。
- 2 必要な情報を収集し、適宜メール、刊行物などにより情報を提供する。
- 3 会員の要望に応じてセミナー、勉強会を開く。
- 4 内外の関連学術団体及び国際団体との連絡並びに協力をはかる。
- 5 医薬品関連行政との連携並びに協力をはかる。
- 6 その他本フォーラムの目的を達成するために必要な事業を行う。

第3章 会 員

第5条 (会員構成)

この学会の会員は、次のとおりとする。

- 1 会 員：本フォーラムの目的に賛同し、所定の年会費 (3,000 円) を納める個人とする。尚、学術
集会の参加費をもって当該年度の年会費に充当することができるものとする。
- 2 学生会員：大学またはこれに準ずる学校に在籍し、本フォーラムの目的に賛同し、所定の年会費
(1,500 円) を納める個人とする。ただし学術集会の参加費をもって当該年度の年会費
に充当することができるものとする。
- 3 賛助会員：本フォーラムの目的に賛同し、その活動を支援する個人または団体とする。

- 4 名誉会員：本フォーラムの活動に顕著な功績（代表世話人経験者等）があり、会員の推薦を受けて、世話人会の3分の2以上の賛成を得た者とする。尚、年会費及び学術集会参加費を免除することができる。

第6条 （入会）

会員になろうとする者は、会費を添えて入会申込書を事務局に提出する。学術集会参加申し込みをもって、入会申し込みとすることができる。

第7条 （資格喪失）

会員は、次の事由によって資格を喪失する。

- 1 退会
- 2 死亡、失踪宣告
- 3 除名

第8条 （除名）

会員が次の各号に該当するときは、世話人会の議決を経て、代表世話人がこれを除名することができる。

- 1 本フォーラムの会員としての義務に違反したとき
- 2 本フォーラムの名誉を傷つけ、あるいは本フォーラムの目的に反する行為をしたとき

第9条 （返還）

既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第4章 役員等

第10条 （役員構成）

本フォーラムには、次の役員をおく。

- 1 代表世話人：1名
- 2 世話人：22名程度
- 3 監査役：2名

第11条 （代表世話人）

- 1 代表世話人は世話人会が選出する。
- 2 代表世話人の任期は3年とし、再任を妨げない。但し、2回選出を限度とする。
- 3 代表世話人は本フォーラムを代表し、事業すべてを総括する。
- 4 代表世話人は世話人会の議長となる。

第12条 (世話人)

- 1 世話人はいずれかの世話人、あるいは5名以上の会員が推薦し、世話人会で承認する。
- 2 世話人の任期は3年とする。
- 3 世話人は本フォーラム事業に関し立案推進する。

第13条 (世話人会)

- 1 世話人会は代表世話人が招集する。また、世話人の3分の1以上の要請があった時、代表世話人は世話人会を招集しなければならない。
- 2 世話人会は半数以上の世話人の出席をもって成立し、出席者（議長を除く）の過半数の賛成を得て決定する。可否同数の時は議長が決定する。
- 3 世話人会は代表世話人を長とする事業実行委員会等を置くことができる。
- 4 世話人会はアドバイザーを置くことができる。
- 5 世話人会は本フォーラムのすべての事業計画を最終的に決定執行する。
- 6 世話人会は必要に応じて名誉会員に助言を求めることができる。

第14条 (監査役)

- 1 監査役はいずれかの世話人が推薦し、世話人会で承認する。
- 2 任期は3年とする。但し、再任を妨げない。
- 3 監査役は会計監査および運営についての監査を行う。
- 4 世話人会に出席し意見を述べることもできる。但し、議決権をもたない。

第15条 (役員への旅費)

役員には交通費を支給することができる。

第16条 (開示)

世話人会の議事の要項および議決した事項は、ホームページ等で開示する。

第5章 学術集会

第17条 (学術集会)

学術集会は世話人会が企画立案し開催するものとする。

第6章 会 計

第18条 (経費)

本フォーラムの経費は、年会費、学術集会参加費、その他の収入をもってこれにあてる。

第19条（参加費）

- 1 学術集会、セミナー、講習会開催に要する費用は、別に徴収することができる。
- 2 既納の学術集会参加費等は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第20条（会計年度）

本フォーラムの会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

第21条（監査）

会計報告は年1回とし、世話人会の承認を得た後、会員に報告する。

第7章 会則変更

第22条（会則の改廃）

- 1 本フォーラム会則の改正は、世話人会に起案し審議・承認を得た上で改定することができる。
- 2 本フォーラム会則の変更は、世話人の3分の2以上の賛成を得なければならない。
- 3 本フォーラム補則及び付則は、世話人会により立案もしくは修正することができる。

第8章 補 則

第23条

事業年度の初年度は本会設立の日をもってはじまる。

付 則

- 1 本会則は平成16年11月22日の第2回世話人会をもって正式に施行する。
- 2 設立にあたっては、世話人は設立発起人の間で推薦し、第1回世話人会で承認する。
- 3 会則に定めるもののほか、本フォーラムの運営に必要な事項は、この付則に定める。
- 4 本会則の一部改正は、平成24年2月22日から施行する。
- 5 本会則の一部改正は、平成26年12月12日から施行する。

以下余白